

国保加入者の皆さまへ

**特定健診の受診申込みはお済みですか？**

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目した健診です。40歳以上の男性の2人に1人、女性の5人に1人はメタボリックシンドロームに該当すると言われています。

健康状態の確認、生活習慣病の早期発見や早期対処、糖尿病や心臓病・脳卒中の予防、生活習慣を変える絶好の機会となりますので、ぜひ受診してください。

健診の結果、メタボリックシンドロームと判定された方を対象に、特定保健指導を実施し、一人ひとりの健診結果に合わせ、生活習慣を見直すサポートを実施しています。

受診対象の方には、「特定健康診査受診券」を6月中に送付しています。受診方法は、同封の案内文書をご確認ください。

集団健診と個別健診の申込み方法については保健センター（☎992-3170・992-3100）へお問い合わせください。

**平成22年度国民健康保険税(普通徴収)納税通知書を送付します**

■納税義務者／国民健康保険税は、被保険者（加入者）一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

■税率／国民健康保険税は、加入者の前年の所得等により算定されます。

	項目	税率	税額	限度額	
医療保険分	所得割	課税対象所得（円）×	6.45%	円	47万円
	資産割	固定資産税額（円）×	38%	円	
	均等割	1人当たり（人）×	12,800円	円	
	平等割	1世帯当たり	19,800円	19,800円	
後期高齢者支援金分	所得割	課税対象所得（円）×	2%	円	12万円
	均等割	1人当たり（人）×	6,400円	円	
介護保険分	所得割	課税対象所得（円）×	1.2%	円	9万円
	均等割	1人当たり（人）×	12,000円	円	
国民健康保険税額（上記金額の合計）				円	68万円

■納期限（年間8回）／

\*\*\*平成22年度の普通徴収納期限\*\*\*

第1期	平成22年	8月2日(月)	第5期	平成22年	11月30日(火)
第2期		8月31日(火)	第6期		12月27日(月)
第3期		9月30日(木)	第7期	平成23年	1月31日(月)
第4期		11月1日(月)	第8期		2月28日(月)

～国民健康保険税の納付は便利な「口座振替」をご利用ください～

■非自発的失業者の軽減／

平成21年3月31日以後に、企業の倒産やリストラなど企業側の都合で離職した方及び雇用期間満了で更新を拒否され離職した方等で、国民健康保険に加入している方の平成22年度国民健康保険税を軽減します。

詳しい内容及び手続き方法については、納税通知書に同封した案内をご覧ください。